

(一社)日本非破壊検査協会(JSNDI)への相互認証における 早期移行(旧JIS資格者が改正JIS資格へ移行)のための

教育、登録申請のご案内

(2019(令和元)年度 第1回)

○概要

(一社)日本非破壊検査協会(JSNDI)と(一社)日本エルピーガスプラント協会(JLPA)はJIS Z2305:2013(以下、「改正JIS」という)に基づき相互に認証申請を可能とする相互認証協定を締結しています。

JIS Z2305:2001(以下、「旧JIS」という)資格所有者が改正JISによる相互認証を行うためには

①早期移行(旧JISから改正JISへの移行)教育受講

②早期移行(旧JISから改正JISへの移行)登録手続き(改正JIS対応資格証明書の発行)

行うことにより改正JISの資格を得た後に相互認証申請を行うことになります。

以降、この制度名称を「早期移行」といいます。

ただし、資格証明書の有効年月日は5年ではなく、従来所有の有効年月日となります。

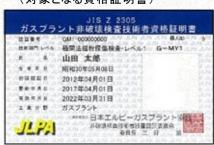
◎対象者

◆資格が「JIS Z2305:2001」の方が対象となります。資格証明書は 右のとおりです。(発行年月が2017年4月1日以前、有効年月日は 2022年3月31日以前となります。)

※<u>早期移行した資格証明書の有効期間は従来期限となる</u>ため相互認証手続き後の有効期間を考慮して申請してください。

<JSNDIへの相互認証有効期間(例)>(今回、改正JIS移行を申請した場合)

(対象となる資格証明書)



(早期移行後の資格証明書発行は2019年10月1日 有効期限は従来の期限となります。)

現状	相互認証証明書の有効期間	備考
有効期限	(2019.4.1~現状有効期間)	備 考
2019.09.30	有効期限切れのため相互認証証明書効力なし	今回の改正JIS移行申請ではなく、更新又は再認証手続き
2020.03.31	6ヶ月(2019.10.01~2020.03.31)間有効	_
2020.09.30	<u>1年(</u> 2019.10.01~2020.09.31)間有効	_
~	~	_
2022.03.31	2. 5年(2019.10.01~2022.03.31)間有効	_

(例)有効期限が2020年3月31日の場合、改正JISへ移行しても、資格証明書の有効期限は2020年3月31日となるため、相互認証証明書の有効期間は6ヶ月間となります。

(6ヶ月後に更新、又は再認証の手続きが必要となります。このときは改正JIS対応の資格となります。)

●相互認証によりJSNDIの旧JIS資格証を所有している方への留意事項

- (1)JLPA有効期限が次の方が対象です。
 - ①2021年3月31日 ②2021年9月30日 ③2022年3月31日
- (2)JSNDIの有効期限が2020年9月30日までとなっていますので、JLPA資格が有効期限内であってもJSNDIの資格は失効となります。(JLPA資格証とJSNDI資格証の有効期限を確認してください)
- (3)本案内による早期移行教育、登録を行い改正JIS資格とし、JSNDI相互認証申請を行うことにより JSNDI資格とJLPA資格の有効期限が同一になります。

※ご不明な点があれば管理部まで連絡してください。

◎ 日 程 (早期移行のため教育受講申請、及び登録申請手続きの日程)

	2019(令和元)年度 第1回
◆早期移行申請募集期間	2019(令和元)年 6月 3日(月)~ 6月21日(金) (消印有効)
早期移行教育受講票発送	2019年(令和元)年 7月中旬
◆早期移行教育実施日	2019(令和元)年 8月 2日(金)
資格証明書発送	2019(令和元)年 9月中旬
資格証明書発行年月日、 及び有効期限	発行年月日 ; 2019年 10月1日 有効期限 ;現在所有資格証明書の有効期限

◎ 提出書類

	早期移行教育受講、	及び登録申請書	(※申請者の署名(手書き)	禁印が必要です。)
--	-----------	---------	---------------	-----------

- □ 業務継続の証明 (※雇用責任者の記名(手書きでなくてもよい)、捺印が必要です。)
- □ 申請者・資格証明書保持者の遵守誓約書 (※申請者の署名(手書き)、捺印が必要です。)
- □ 雇用責任者の遵守誓約書 (※雇用責任者の記名(手書きでなくてもよい)、捺印が必要です。)
- □ 申請を行うガスプラント非破壊試験技術者資格証明書のコピー
- □ 教育受講料、登録料の振り込みがわかる書類の控え

※個人情報の取り扱いについて

(一社) 日本エルピーガスプラント協会 (JLPA) は、申請申込みの際にお届けいただきました個人情報は適切に管理させて頂きます。この情報は、本申請の受付のために使用させていただきます。他の目的に使用することはありません。

JLPA

- Heliate 日本エルピーガスプラント協会

非破壊試験技術者認証委員会 管理部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-20-4 虎ノ門鈴木ビル3F TEL 03-5777-6167 FAX 03-5777-6168

受付時間:月曜日~金曜日(祝日を除く) 9:00~12:00、13:00~17:00

http://www.jlpa.or.jp/ndt/index.html

1.	(一社)日本非破壊検査協会(JSNDI)への相互認証申請における早期移行とは	ょ
			1
2.	早期和	多行のために必要な条件 ····································	2
3.	受講	料及び登録料	3
4.	申請(の方法····································	4
5.	募集掉	期間	4
6.	審査網	結果による資格証明書及び相互認証証明書の発送	4
7.	登録区	内容に変更が生じた場合 ····································	4
【添	付1】	視力の証明	5
【添	付2】	業務継続の証明	6
【添	付3】	非破壊試験に関わる者の遵守規定	7
【添	付4】	「早期移行のための教育受講、及び登録申請書」記載要領	Э
【添	付5】	「業務継続の証明」記載要領10	O
【添	付6】	「申請者・資格証明書保持者の遵守誓約書」記載要領1	1
【添	付7】	「雇用責任者の遵守誓約書」記載要領	2
【添	付8】	「申請資格証明書コピー貼付用台紙」記載要領 ······· 1;	3
【添	付9】	「教育受講料、登録料の振込控え貼付用台紙」記載要領	4

1. (一社)日本非破壊検査協会(JSNDI)への相互認証申請における早期移行 (旧 JIS 資格所有者が改正 JIS に移行)とは

(一社)日本非破壊検査協会(JSNDI)と(一社)日本エルピーガスプラント協会(JLPA)は JIS Z2305:2013(以下、「改正 JIS」という)に基づき相互に認証申請を可能とする相互認証協定を締結しています。

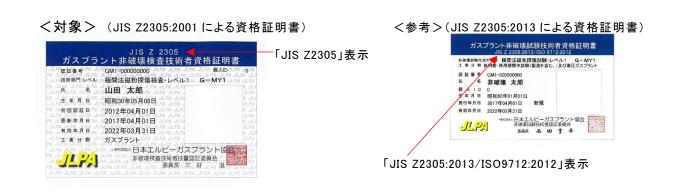
JIS Z2305:2001(以下、「改正 JIS」という)資格所有者が改正 JIS による相互認証を行うためには

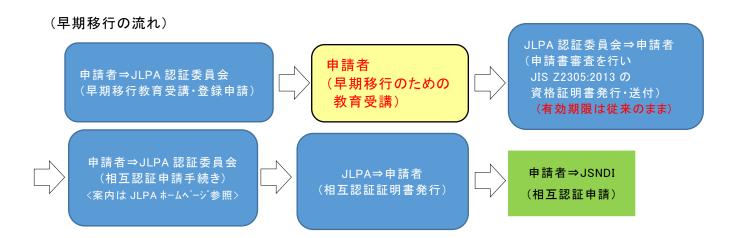
①改正 JIS への移行教育受講

②改正 JIS に基づく登録手続き(改正 JIS 対応資格証明書の発行)

行うことにより改正 JIS の資格を得た後に JSNDI へ相互認証申請の手続きを行うことになります。 以下、この制度名称を「早期移行」といいます。

ただし、資格証明書の有効年月日は5年ではなく、従来所有の有効年月日となります。





※資格証明書の有効期限は現在の有効期限となります。

(例)有効期限 2019 年 9 月 30 日の資格保持者は対象外となります。(早期移行の教育受講、登録申請後の資格証明書の発行日が 2019 年 10 月 1 日となるため有効期限切れとなっている。)

2. 早期移行のために必要な条件

次の(1)(2)を満足することにより早期移行(旧 JIS 資格を改正 JIS 資格へ移行)ができます。

(1)早期移行のための教育

早期移行のための教育を受講する必要があります。教育の日程、場所等は次によります。

①日 時 : 2019(令和元)年 8月 2日(金)13:30~15:00

②会場:一般社団法人日本エルピーガスプラント協会

東京都港区虎ノ門3丁目20番4号 虎ノ門鈴木ビル3F

TEL;03-5777-6167 FAX;03-5777-6118

③受講票

申請書類確認後に「受講票」送付致します。

④持参するもの

a) 受講票

(忘れた場合は、受講できない場合があります。)

b) 筆記具

⑤教育講習修了証

教育が修了したことを証する修了証を発行します。この修了証は新早期移行登録申請時に添付します。この修了証は今回申請資格以外の他旧 JIS 資格にも使用することができますので本紙は保管しておいてください。

(2)早期移行のための登録申請

早期移行のための登録は次の①~⑥を満足していることが必要です。

- ①ガスプラント非破壊試験技術者資格証明書保持者であること 資格証明書が JIS Z2305:2001 によるものであること、及び有効期限内であること
- ②早期移行のための教育を受講していること

※具体的には「(1)早期移行のための教育」を受講することになります。

③視力の証明

視力に関する要求事項を満足することを雇用責任者が証明します。

※雇用責任者の遵守誓約書にて視力の証明をして頂きます。

(注)証明者は、雇用責任者(申請者が日常働いている組織体の責任者又はその責任者によって業務を委任されている代理者)となります。

a) 近方視力証明(過去1年以内の証明)

Times (New) Roman N4.5 の文字[Jaeger number 1 でも可]、又はそれに相当する文字を 30cm 以上離れて、単眼(片目)又は両眼で判読できる必要があります。(矯正可)なお、詳細については5頁【添付1】「視力の証明」に記載致します。



b)色覚証明 (過去1年以内の証明)

色覚は業務上支障のないことを雇用責任者が証明してください。

色覚検査を実施する場合は、例として石原式色覚検査表があります。なお、詳細については5頁 【添付1】「視力の証明」に記載致します。

④業務継続の証明

証明者は、雇用責任者(申請者が日常働いている組織体の責任者又はその責任者によって業務を 委任されている代理者)となります。

現在所有している資格証明書の非破壊試験方法において<u>大幅な中断(注)</u>がなく、満足な業務活動を継続していることの証明が必要になります。なお、詳細については6頁【添付2】「業務継続の証明」に記載しています。

(注)大幅な中断とは、非破壊試験業務を連続して 1 年間中断または2回以上の中断の期間の総計が 2 年間を超える場合です。

⑤申請者・資格証明書保持者の遵守誓約

受験者、資格証明書保持者は、JLPA認証委員会が規定する「非破壊試験に関わる者の遵守規定」(7頁【添付3】を守ることが求められますので、その内容に同意したことを証明する遵守誓約書を提出することになります。

これに違反した場合は、資格停止、証明者としての資格の取消し、認証資格取消し、受験資格停止、登録、情報の公開、実名での事実の公表等の処置を講ずる場合があります。

⑥雇用責任者の遵守誓約

雇用責任者(認証申請者が日常働いている組織体の責任者又はその責任者により業務を委任されている代理者)は、JLPA認証委員会が規定する「非破壊試験に関わる者の遵守規定」(7頁【添付3】を守ることが求められますので、その内容を同意したことを証明する遵守誓約書を提出することになります。

これに違反した場合は、資格停止、証明者としての資格の取消し、認証資格取消し、受験者の受験 資格停止、登録、情報の公開、実名での事実の公表等の処置を講ずる場合があります。

3. 受講料及び登録料

受講料及び登録料(消費税込)							
受 講 料	¥5,400						
登録料(1資格あたり)	¥7,560						

- (例)極間法磁気探傷試験レベル1技術者、溶剤除去性浸透探傷試験レベル1技術者、超音波厚さ測定レベル1 技術者の3資格の場合
 - * 受講料¥5,400 + 登録料¥22,680(=¥7,560×3)=¥28,080 となります。
- ※一度お申し込みをされた<u>受講料及び登録料はご返却できません</u>のでご不明点があれば管理部までご連絡下さい。

- 4. 申請の方法 (各書類の記載は【添付4~9】の記載要領に従って記入してください。) 以下の(1)(2)を募集期限内に郵送してください。
 - (1)申請書類 (次の書類はホームページからダウンロードし、作成してください。)
 - ①早期移行のための教育受講、及び登録申請書 (作成方法は9頁【添付4】「早期移行申請書」記載要領を参照してください。)
 - ②業務継続の証明

(作成方法は10頁【添付5】「業務継続の証明」記載要領を参照してください。)

- ③申請者・資格証明書保持者の遵守誓約書 (作成方法は11頁【添付6】「申請者・資格証明書保持者の遵守誓約書」記載要領を参照してください。)
- ④雇用責任者の遵守誓約書

(作成方法は12頁【添付7】「雇用責任者の遵守誓約書」記載要領を参照してください。)

- ⑤申請を行うガスプラント非破壊試験技術者資格証明書のコピー (作成方法は13頁【添付8】「資格証明書コピー」記載要領を参照してください。)
- ⑥早期移行教育受講修了証 ※受講修了証は教育修了後、事務局にて申請書に添付しますので送付の必要はありません。
- (2)受講料及び登録料の振り込みがわかる書類の控え提出

(作成方法は14頁【添付9】「受講料、申請料控え貼付台紙」記載要領を参照してください。)

※一度お申込みされた受講料、登録料はご返却できませんのであらかじめご了承願います。

振込先

〇三菱UFJ銀行 虎ノ門支店 普通口座 1492392 口座名義 シャ)ニホンエルピーガスプラントキョウカイ

- <書類送付先>
 - 一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会 管理部 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル3F TEL 03-5777-6167
- 5. 募集期間

募集期間は表紙に記載しています。消印は有効です。

6. 審査結果による資格証明書の発送

審査結果により資格証明書を発送いたします。送付予定日は表紙に記載しています。 ※審査結果に関する問合せにはお答えできません。

- (注)JSNDIへ相互乗り入れ手続きはJLPAホームページ「非破壊試験技術者資格」中の「相互認証申請案内」を参照してください。
- 7. 登録内容に変更が生じた場合

住所変更等の理由により郵便物が宛先不明で戻ることがございますので、資格証明書保持者及 び雇用主は登録内容に変更が生じた場合は、速やかに「ガスプラント非破壊試験技術者の変更届」 により登録内容の変更申請をして下さい。

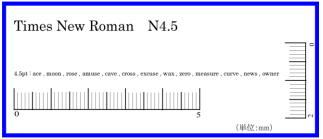
なお、「ガスプラント非破壊試験技術者の変更届」はホームページよりダウンロードして下さい。

【添付1】視力の証明

1. 近方視力証明 (1年に1回実施)

下記の文字(Times New Roman N4.5)[Jaeger number 1 でも可]について 30 cm以上離れて単眼又 は両眼(視力矯正可)で判読できることを雇用責任者が証明してください。

近方視力については受験申請前及び資格取得後毎年1回実施する。



(注1)上記を使用する場合は、枠内の縦と横のスケールの寸法(単位:mm)が原寸であることを確認して下さい。 (注2)パソコンからプリンタ出力する場合は、True Type フォントの指定が必要です。

2. 色覚証明

1度色覚検査を実施し、その後は1年に1回雇用責任者が業務への 支障の判断をする。業務へ支障があると判断された場合は色覚検査を 実施する。たとき実施)

<色覚要求事項>

色覚は、申請する 非破壊試験方法で使われる色彩又はグレイ スケール(灰色の濃淡)間のコントラストを見分けて識別できること。 申請する非破壊試験方法において業務上支障がないことを雇用責任 が証明して下さい。

(例)磁粉指示模様または浸透指示模様の色相コントラストの識別が 可能であること。







<参考>色覚検査表等を使用される場合の例としては、石原式色覚検査表があります。

3. 記録の保管

雇用責任者は近方視力、色覚について1年に1回以上確認し、下記の記録を保管します。提出の必要 はありませんが、JLPA 非破壊試験技術者認証委員会から提示を求められた場合は提出してください。

<u> </u>					
氏 名					
項目	判定	検	査 実	施日	
<近方視力証明> ※1年に1回検査 矯正の有無に関係なく、Times New Roman N4.5 または Jaeger number 1 について 30cm 以上離れて単眼又は両眼で読めること。	判読可能 判読不可能	年	月	日	
<色覚証明> ① 非破壊試験方法で使われる色彩又はグレイスケール(灰色の濃淡)間のコントラストを見分けて識別できること。 ※初回時検査	識別可能識別不可能	年	月	日	
② 業務に支障がないこと。 ※2回目以降確認	業務支障有 業務支障無				
	·				

上記、視力の証明に係る内容に相違ないことを証明します。									
雇用責任者署名	P	証明日		年	月	日			

【添付2】業務継続の証明

1. 業務継続とは

現在所有している資格証明書の非破壊試験方法において<u>過去5年間で大幅な中断(注)</u>がなく、満足な業務活動を継続していることの証明が必要になります。

(注) 大幅な中断とは、非破壊試験業務を連続して 1 年間中断または2回以上の中断の期間の総計が2 年間を超える場合です。

又、非破壊検査の方法の業務とは

- ①所属部署の業務内容から非破壊検査の業務がなくなった
- ②異動により非破壊検査業務のない部署に移った
- ③転職により非破壊検査業務のない職について
- ④退職により非破壊検査業務から離れた

を指します。ただし、①②において非破壊検査業務のない部署等に所属したとしても、勤務先として非破壊検査業務があり、定期又は不定期に非破壊検査業務に従事している場合は中断とは見なしません。従って、中断として該当するのは③④の場合と、現状の勤務先が非破壊検査業務から撤退した場合が考えられます

2. 業務継続の証明

業務継続の証明は下表に過去5年間の勤務先、業種、所属部署(事業所)を記載し、非破壊検査業務に大幅な中断がないことを雇用責任者が証明します。

※「大幅な中断があり」の場合は申請資格要件から外れますので申請そのものができません。

<過去5年間の勤務期間及び勤務先>

	- I I	-, -+,,	101 /01 -1 /	<u> </u>	100 0 0							
#1 3女 #0 88		#1 7 <i>tr</i> #1	* # #	非 破 壊 試 験		主な	所有資格⑤					
勤	務期	間	勤	務	先	業種①	対象②	対象材料③	業務④	MY	PD	UM
	年	月										
~	年	月										
	年	月										
~	年	月										
	年	月										
~現在	に至る											

表中の①~④は各該当する A、B 等を記載する。

①業種

- A. プラント検査 B. ローリ検査 C. 機器メーカー D. プラント・エンジニア
- E. ガス販売事業者 F. 容器検査所 G. その他

②非破壊試験対象物

A. タンク B. ローリ C. 容器 D. 機器 E. 配管 F.バルブ G. その他

③非破壊試験対象材料

A. 鋼 B. ステンレス鋼 C. 銅 D. アルミニウム F. その他

④主な業務内容

- A. 完成検査 B. 保安検査 C. 開放検査 D. 容器検査 E. 容器再検査 F. 機器製作時 G. その他
- ⑤所有資格:早期移行申請を行う資格に〇を記載する。

【添付3】非破壊試験に関わる者の遵守規定

非破壊試験に関わる者の遵守規定

一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会非破壊試験技術者認証委員会(以下、JLPA 認証委員会) が実施する認証制度(JIS Z 2305「非破壊試験技術者の資格及び認証」)における非破壊試験に関わる者が遵守すべき規範を以下のとおりに定める。

また、「非破壊試験に関わる者」とは、JLPA認証委員会が実施する認証制度に関わる雇用責任者、訓練に関わる者、申請者、資格証明書保持者及びそれ以外の立場で認証制度に関与する者とする。

1. 使命

非破壊試験に関わる者は、その専門的知識と経験に基づき、非破壊試験技術の健全な普及と強化に努め、社会に信頼される非破壊試験技術を供給することに努めなければならない。

2. 法の遵守

非破壊試験に関わる者は、法令を遵守するとともに、本遵守規定に従わなければならない。

3. 品位の保持

非破壊試験に関わる者は、自らの使命の重要性に鑑み、品位の保持に努め、高い社会的信頼を保持するように努めなければならない。

4. 社会への貢献

非破壊試験に関わる者は、非破壊試験技術の健全な普及と強化のために、自身の業務成果について積極的に社会に対して情報を発信し、後進の育成に協力しなければならない。ただし、自身が遵守すべきあらゆる組織や団体の守秘義務に違反することがあってはならない。

5. 不正行為の禁止

非破壊試験に関わる者は、当協会の資格試験、資格の認証行為及び認証資格について、以下の行為を 代表する一切の不正行為をせず、自らの行動を規律するよう努め、正々堂々と非破壊試験に関わる者とし て社会に対し価値を提供しなければならない。

- (1) 虚偽の情報登録及び申請。
- (2) 情報の捏造。
- (3) 受験申請者以外の第三者による資格試験の受験。
- (4) 認証資格の不正利用。
- (5) その他、社会的モラルを逸脱した行為。

6. 自己研鑽

非破壊試験に関わる者は、常に自己研鑽に励み、非破壊試験技術の健全な普及と強化のために最新の知識と技術の獲得に継続的に努めなければならない。

7. 資格の維持管理

資格証明書保持者は、資格の維持管理について、更新、再認証等の定められた手続きを行わなければならない。

8. 雇用責任者

上記1. から6. の他遵守する内容

- (1) 雇用責任者は、申請者の書類の個人情報が正しいことを証明しなければならない。
- (2) 雇用責任者は、非破壊試験の結果の正当性を含めて非破壊試験作業許可に関するす全ての事柄 に全面的な責任を持たなければならない。

- (3) 雇用責任者は、申請者が視力の要求事項に毎年適合していることを証明しなければならない。
 - (4) 自らが雇用責任者となっている資格証明書保持者は、雇用責任者に帰する全ての責任を持たなければならない。
 - (5) 雇用責任者及びその職員は、資格試験に直接関与しない。
 - (6) 雇用責任者は、JLPA 認証委員会へ遵守誓約書を提出することによってこの規定に遵守することを 証明しなければならない。

9. 申請者・資格証明書保持者

上記1. から7. の他遵守する内容

- (1) 申請者、資格証明書保持者は、JLPA 認証委員会が定めた申請のための書類を提出しなければならない。
- (2) 資格証明書保持者は、毎年近方視力の検査を行い、その検査結果を雇用主に提出しなければならない。
- (3) 資格証明書保持者は、認証の有効性に関する条件が満たされなくなったときは、JLPA 認証委員会及び雇用責任者に通知し、資格証明書を JLPA 認証委員会に返納しなければならない。また、JLPA 認証委員が認証の一時停止及び取消を命じた場合は、直ちに資格証明書保持者としての業務を停止し、また、資格証明書保持者であることを表明せず、資格証明書を JLPA 認証委員会に返納しなければならない。
- (4) 申請者、資格証明書保持者は、JLPA 認証委員会へ遵守誓約書を提出することによってこの規定に 遵守することを証明しなければならない。

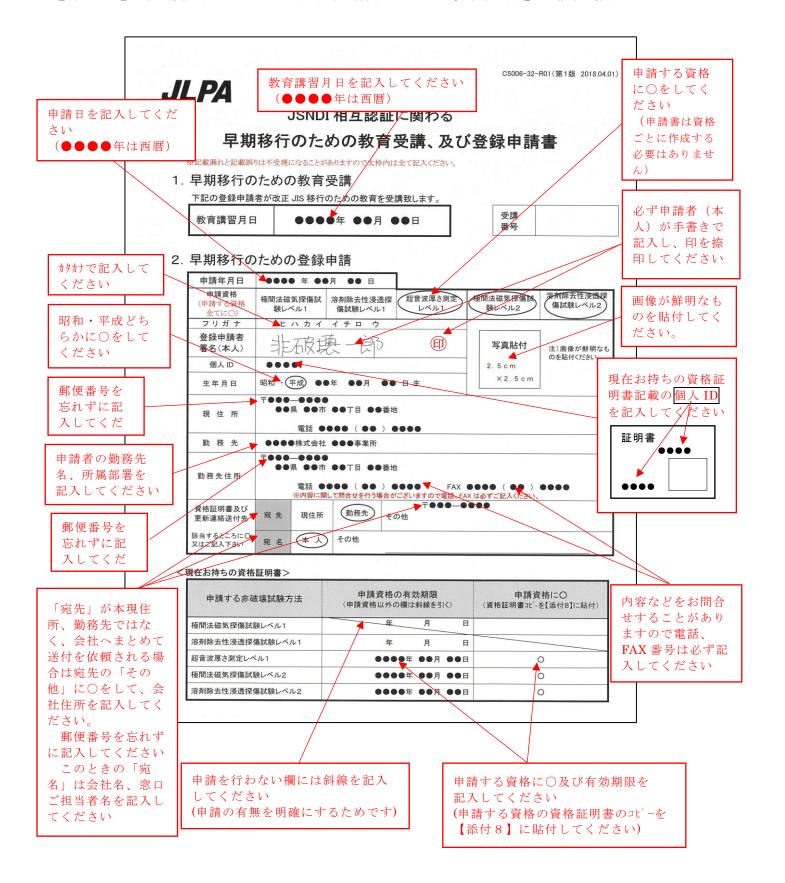
10. 遵守規定違反に対する処置

非破壊試験に関わる者が本規定に抵触すると考えられる場合、又は、非破壊試験に関わる者として著し く体面を汚したと考えられる場合、JLPA認証委員会は適切な処置を行う。

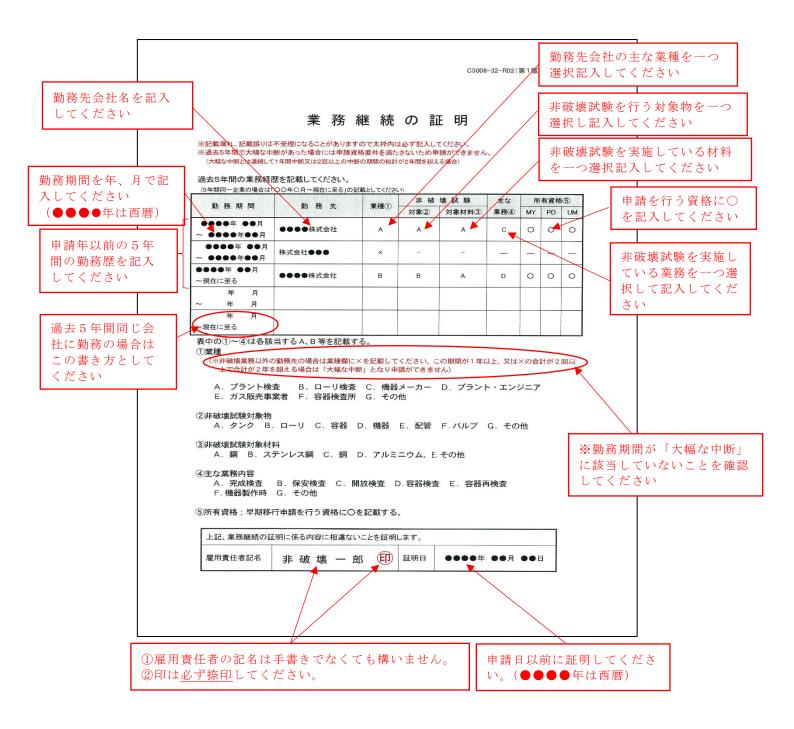
11. 規定の変更

この規定は、JLPA 認証委員会の決議により変更することができる。

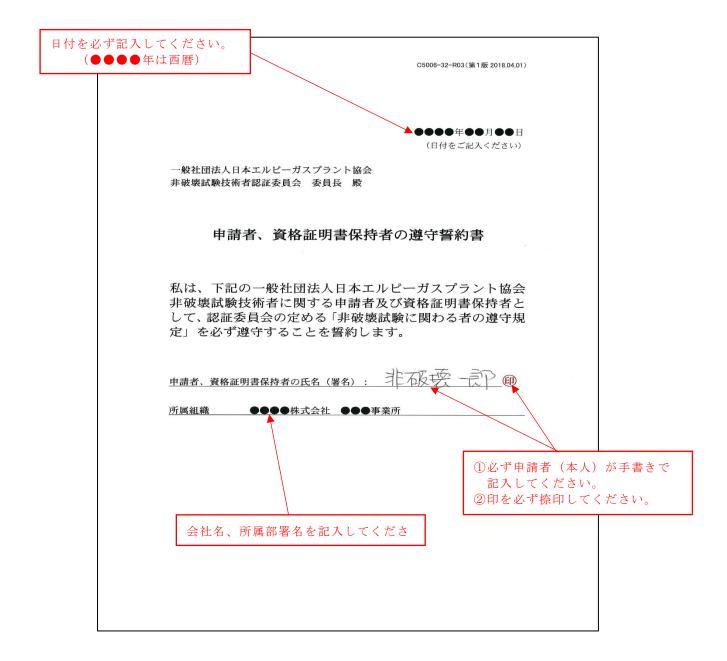
【添付4】「早期移行のための教育受講、及び登録申請書」記載要領



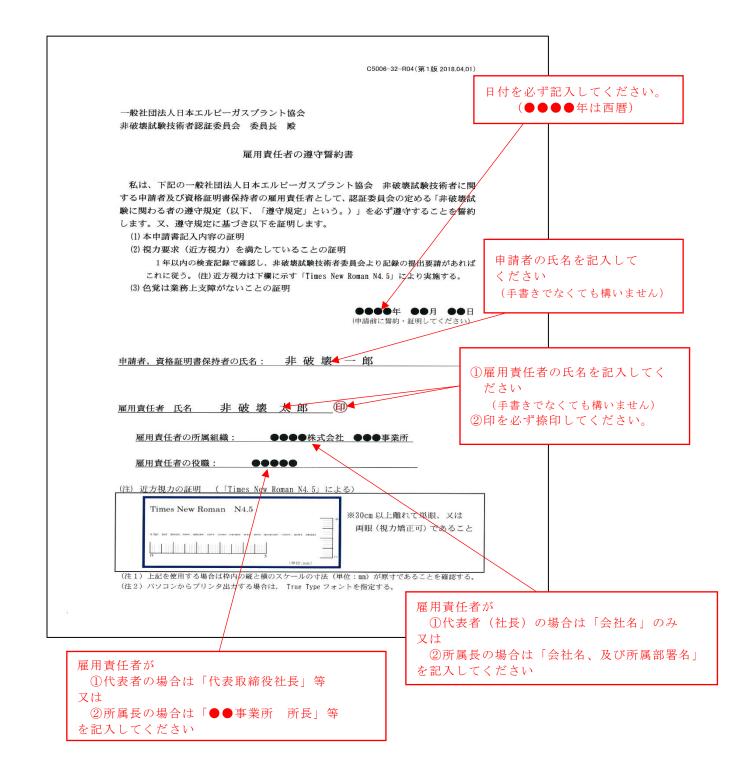
【添付5】「業務継続の証明」記載要領



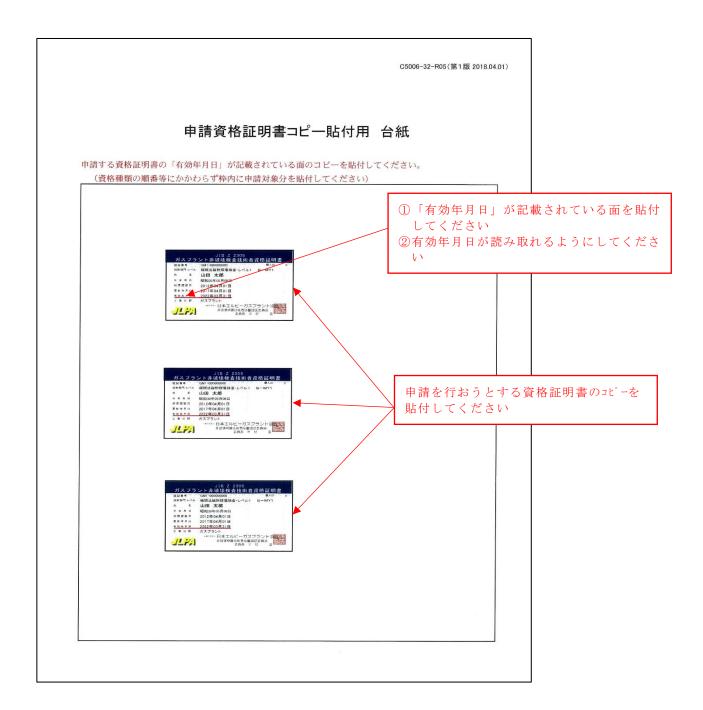
【添付6】「申請者・資格証明書保持者の遵守誓約書」記載要領



【添付7】「雇用責任者の遵守誓約書」記載要領



【添付8】「資格証明書のコピー」記載要領



わかる書類を貼付し

てください

【添付9】「教育受講料、登録料の振込控え貼付用台紙」記載要領

C5006-32-R06(第1版 2018.04.01) 「受講料、及び登録料振込控え」貼付用 台紙 振込が申請 者1人の場 合に記入し 受講料及び登録料の振込を相互に確認するために申請者名の記入、及び振込がわかる書類の貼付をお願い致します。 てください ●●●●株式会社 ▶振込の方法により次の1、又は2に申請者名等を記入してください。 1. 申請者のみの振り込みがわかる書類の場合 (注)申請料の記入は不要です。 ※申請者氏名を記入し、振込がわかる書類を貼付してください。 勤務先(会社)名を 非破壊 一郎 記入してください 2. 複数の受講料及び登録料を一括振込した時の振込がわかる書類の場合 ※勤務先で複数申請者の振込をした場合は、申請者氏名、及び申請料を記入し、振込がわかる書類を貼付してく 申請者氏名,「受講・登録料」申請者氏名。「受講・登録料」 会社で纏め て振込む場 合はこちら を記入して ください 合 計 ※振込がわかる書類を貼付してください (注)貼付はテープ、ホッチキス、糊等いずれでもかまいません。 | Classes | Court | Co 三菱リドリ銀行 売ノ門支店 シャンニャと・ーカ・スフ・ラント キョウカイ (本 の) のかが もかまかれるの 除 申請料合計と振込金額が 同額であることを確認し てください 振込明細書等振込が